

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年6月4日
事業者の氏名又は名称	有限会社アイ・ロードサービス(法人番号2500002000557) (代表者 佐藤大和)
事業者の所在地	愛媛県松山市北久米町876番地2
営業所の名称	貨物運送事業部営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市福音寺町371-4
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和6年1月24日、報告書等に記載された内容に法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年6月13日
事業者の氏名又は名称	共同港運株式会社(法人番号5480001003387)(代表者 山野井徹)
事業者の所在地	徳島県小松島市小松島町字新港36番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県小松島市小松島町字新港45番2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第1項第2号、第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年12月19日、労働局と合同で監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(安全規則第3条の3)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(6)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	7点
違反点数(事業者)	7点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年6月21日
事業者の氏名又は名称	有限会社大原商會(法人番号7500002022019)(代表者 大原道敏)
事業者の所在地	愛媛県四国中央市土居町藤原4番耕地64番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県四国中央市土居町藤原4番耕地64番地
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和6年1月16日及び同年1月22日、第一当死亡事故を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年6月21日
事業者の氏名又は名称	愛農運輸有限会社(法人番号3480002009699)(代表者 印藤隆)
事業者の所在地	徳島県阿波市阿波町中原72-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県阿波市阿波町中原29-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和6年2月27日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(5)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(7)新たに雇い入れした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。